

「令和8年度岐阜県中学生水の作文コンクール」募集要綱

第1 趣旨

平成26年7月に施行された水循環基本法第10条において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるため、「水の日」が8月1日と定められた。また、同法において国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないとされている。

この事業の一環として、岐阜県では次代を担う中学生を対象に「令和8年度岐阜県中学生水の作文コンクール」を実施する。

第2 メインテーマ 「水について考える」

水は、地球上の全ての生命の源であり、特に私たちの生活や農業・工業等にとって不可欠なものである。一方、水は、「恵み」の一面もあれば、豪雨や洪水、渇水などの「災い」という一面もある。

また、私たちの暮らしは、水によって支えられているが、地球上の水は無限ではない。私たち一人一人が水循環の重要性を理解し、水との関わり方を学んで、水の恩恵を享受し続けるために、何をすべきか考えることが重要である。

人にとって水とはどんなものか？暮らしの中での体験や授業で学んだこと、調べたことをもとに、水についての考えを作文にまとめる。

第3 主催

岐阜県

第4 応募資格

岐阜県内の中学校及び特別支援学校の中学部に在学中の者、並びに義務教育学校の7～9年次の者

第5 原稿

4000字詰原稿用紙4枚以内で日本語により表記された個人作品（手書き及び電子のいずれも可）に限る。本文の前（原稿用紙枠内）に「題名」、「学校名（ふりがな）」、「学年」、「氏名（ふりがな）」を記入する。なお、個別の題名は自由とする。

第6 応募締切日

令和8年9月15日（火）

第7 応募方法

下記のいずれかの方法で提出。

- (1) 原稿の郵送
- (2) 電子メールによるデータの送信
 - ・データ形式はWordかPDFのいずれかとする。
 - ・原稿をスキャンしたデータでも可。

※氏名にはふりがなを必ず記入すること。

第8 送付先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 都市建築部 水資源課 水資源係

■e-mail: c11668@pref.gifu.lg.jp

■電話: 代表 058-272-1111 (内線 4852)、直通 058-272-8830

第9 審査

岐阜県で審査を行い、最優秀賞、優秀賞を決定する。

第10 賞及び賞品

- | | | |
|----------|------|-------------|
| (1) 最優秀賞 | 1編以内 | [賞品: 賞状、副賞] |
| (2) 優秀賞 | 5編以内 | [賞品: 賞状、副賞] |

また、応募者全員に参加賞を贈呈する。

いずれも岐阜県から所属学校を通じて贈呈する。

第11 入賞発表

入賞発表は、令和8年10月頃に岐阜県から所属学校を通じて入賞者へ通知する。

また、入賞者の報道発表を行う。入賞作品については、作文のほか、記載された学校名、学年、氏名を県のホームページに掲載するほか、報道機関を含めた関係者へ提供する。

第12 「全日本中学生水の作文コンクール」

県の審査の結果、最優秀賞及び優秀賞となった作品5編以内[※]については、令和9年度に国土交通省が実施予定の「第49回全日本中学生水の作文コンクール」へ送付する。

国の審査の結果は、岐阜県から所属学校を通じて通知する。国の入賞作品については、作文(優秀作文集として電子化)のほか、記載された学校名、学年、氏名が国土交通省のホームページに掲載されるほか、報道機関を含めた関係者へも提供されるので、予め承諾の上、応募すること。

※第49回全日本中学生水の作文コンクールは、令和9年4月時点で中学生の者が対象となる予定のため、令和8年度に中学校及び特別支援学校の中学部の3年次の作品、並びに義務教育学校の9年次の作品は国へ送付しないこととする。

第13 その他

- (1) 応募作品は、自作の未発表のものに限る。受賞後に、不正（他人の作文の盗用など）が発覚した場合は、賞を取り消すことがある。なお、生成AIによる生成物は認められない。
- (2) 本コンクールの応募作品に記載される個人情報は、本コンクールと「全日本中学生水の作文コンクール」の運営に必要な範囲内で利用する。また、応募者の同意なく、本来の利用目的を越えて転用しない。
- (3) 応募作品は返却しない。